

執筆者:

E-mail✉ [町田 憲昭](mailto:ikang@nishimura-asahi.com)

E-mail✉ [Ikang Dharyanto](mailto:ikang@nishimura-asahi.com)

E-mail✉ [Grazia Ustriyana](mailto:grazia@nishimura-asahi.com)

E-mail✉ [廣澤 太郎](mailto:grazia@nishimura-asahi.com)

E-mail✉ [辻本 直規](mailto:naoki@nishimura-asahi.com)

E-mail✉ [佐々木 将也](mailto:naoki@nishimura-asahi.com)

1 はじめに

本ニュースレターでは、インドネシアにおける食品安全に関する規制を中心に概観します。

インドネシアでは、食品安全は、製品の品質や安全、消費者の権利保護等に関する様々な法令により規定されており、主要な法令としては、以下のようなものが存在します。

- (1) 食品に関する 2012 年法律第 18 号(「食品法」。雇用創出に関する 2020 年法律第 11 号による改正を含む。)
- (2) ハラル製品保証法 2014 年法律第 33 号(「ハラル製品保証法」。雇用創出に関する 2020 年法律第 11 号による改正を含む。)
- (3) 食品安全に関する 2019 年政令第 86 号(「食品安全に関する政令」)
- (4) 食品添加物に関する 2012 年保健大臣規則第 33 号(「食品添加物に関する保健大臣規則」)
- (5) 植物由来の生鮮食品の輸入に対する食品安全の監督に関する 2016 年農業大臣規則第 55 号(植物由来生鮮食品の輸入に対する食品安全監督に関する農業大臣規則)
- (6) 食品添加物に関する 2019 年国家医薬品食品監督庁長官規則第 11 号(「食品添加物に関する BPOM 規則」)
- (7) 無添加食品の表示及び広告に関する 2016 年国家医薬品食品監督庁長官規則第 23 号(「無添加食品の表示及び広告に関する BPOM 規則」。その後の改正を含む。)
- (8) 加工食品標準化局における公共サービス基準に関する 2021 年加工食品標準化局長決定第 HK.02.02.51.511.06.21.21 号(「食品標準化規則」)
- (9) 食品添加物の使用に関する医薬品食品監督総局長決定第 02592/B/SK/VIII/91 号(「食品添加物に関する医薬品食品監督総局長決定」)

以上のなかでも、1)食品法及び 3)食品安全に関する政令は、食品安全の実現のための中心的な規制であることから、以下では、専ら食品法及び食品安全に関する政令について解説します。

また、食品安全の主要な監督当局としては、インドネシア共和国保健省及び国家医薬品食品監督庁(BPOM)が存在します。

2 食品及び食品関連用語の定義

食品法上、「食品」とは、農業、植林業、林業、漁業、畜産、水域、水等の生物学的起源に由来するものであって、加工品か未加工品かを問わず、人により食品又は飲料として消費されることが企図されたものであって、食品添加物、食品原材料、その他の材料で食品又は飲料の調理加工、製造に用いられるものを含むと定義されています。

また、現行法令上、「地域食品」、「生鮮食品」、「加工食品」、「遺伝子組換え食品」等、食品を更に分類した各用語の定義も定められています。

地域食品 ¹	地域の潜在的な可能性と知恵を生かして地域社会で消費される食品
生鮮食品 ²	加工されておらず、直接消費し又は食品加工の原材料として使用することのできる食品
加工食品 ³	添加物の有無にかかわらず、特定の方法又は方式で加工される食品又は飲料
遺伝子組換え食品 ⁴	遺伝子組換えがなされた原材料、食品添加物、その他の物質を使用して製造された食品

3 食品安全の基本原則

食品法上、食品安全は、食品が、安全、衛生的、健康的、高栄養価で、宗教・信条及び文化に反しない状態にあることとされています。また、人の健康を害するような食品汚染を防ぐことも、食品安全の目的であるとされています。

このような食品安全の実現のために、インドネシアでは、以下の方法・手段が規定・実行されています。

(1) 食品衛生⁵

食品衛生は、食品が安全に消費されることを目的として、食品の製造、貯蔵、輸送及び流通における活動又は過程で実施されます。

食品法及び食品安全に関する政令上、フードチェーンに関わる者は、食品安全が担保されるよう、原材料、設備、製造施設、個人のいずれに起因するものであるかを問わず、食品に関するリスクを管理する義務を負うとされています。また、それらの者は、(i)食品衛生に関する要件を満たすこと、及び(ii)食品や人の安全を確保することが義務付けられています。

食品衛生に関する要件としては、大要、以下のものが定められています。

- (a) フードチェーンにおける食品安全を脅かすおそれのある物質の使用の回避
- (b) 食品汚染物質に関する要件の遵守⁶
- (c) フードチェーンに応じた工程管理
- (d) 原材料のトレーサビリティシステムの導入
- (e) 栄養成分の低下又は消失の防止

これらの要件を充足しない場合、行政処分として、(i)制裁金、(ii)事業活動、製造、流通の一時停止、(iii)製造業者による当該流通食品の回収、(iv)賠償、(v)事業ライセンスの取消しのいずれか又は全部の対象となります。

(2) 遺伝子組換え食品の管理

遺伝子組換え食品の管理については、食品法及び食品安全に関する政令上、以下の行為が禁止されています。

¹ 食品法第 1.17 条

² 食品法第 1.18 条

³ 食品法第 1.19 条

⁴ 食品法第 1.34 条

⁵ 食品法上、「食品衛生」とは、生物学的物質、化学物質その他の物質による汚染の危険のない健康かつ衛生的な食品状態を形成及び維持するための取組みと定義されています。

⁶ 食品安全に関する政令上、「食品汚染物質」とは、環境由来又はフードチェーンの過程で生じた、偶発的又は望ましくない形で食品中に含まれる、生物学的汚染物質、化学重金属汚染物質、真菌毒、放射性物質、その他の化学的汚染物質、農薬及び動物用医薬品の残留物、その他人の健康を損ない、害し、危険にさらすおそれのある物質と定義されています。

- (a) 中央政府から事業ライセンスを取得してその条件を遵守することなく、遺伝子組換え⁷食品を製造すること
- (b) 中央政府から事業ライセンスを取得してその条件を遵守することなく、遺伝子組換えにより得られた原材料、食品添加物、その他の物質を使用して食品を製造すること

上記の違反行為を行った者は、行政処分として、(i)罰金、(ii)事業活動、製造、流通の一時停止、(iii)製造業者による当該流通食品の回収、(iv)賠償、(v)ライセンスの取消しの対象となります。

(3) 食品への照射(「食品照射」)の管理⁸

食品法上、食品照射を実施するためには、中央政府からの事業ライセンスの取得が要求されています。また、食品照射を実施する食品事業者は、少なくとも、以下の事項に関する要件を満たす必要があります。

- (a) 放射線源
- (b) 最大吸収線量
- (c) 照射可能な食品及び包装の種類
- (d) 照射目的
- (e) 食品照射に関する適正規範
- (f) 報告及びモニタリング

そして、食品照射のための放射性物質や加速器の使用は、食品安全に関する政令に基づき、原子力の管理に関する業務を担う独立した政府機関の長官により、電離放射線源の使用許可⁹を受けた照射施設において行われることが義務付けられています。

(4) 食品包装基準の策定

食品法及び食品安全に関する政令上、包装食品を製造する者は、人の健康を損なわないような食品包装材を使用することが義務付けられており、安全で、かつ移行限界値の要件を満たす食品包装材を使用しなければなりません。

また、販売用に食品を製造する者は、人の健康を損なう危険性のある有害物質を放出するおそれのあるものを食品包装材として使用してはならず、販売用の食品の包装に当たっては、損傷や汚染を避けるための処置を実施する必要があります。

食品安全に関する政令上、食品を包装する際に遵守しなければならない処置は、以下のとおりです。

- (a) 食品の品質の保護及び維持
- (b) 加工、輸送、流通過程における耐久性の確保
- (c) 汚染物質からの食品の保護、損傷の防止、及び適切な表示が可能な包装
- (d) 衛生的な条件下及び原材料若しくは最終製品から分離された状態での食品包装材の保管及び取扱い

上記の規定に違反した者は、行政処分として、(i)制裁金、(ii)事業活動、製造、流通の一時停止、(iii)製造業者による当該流通食品の回収、(iv)賠償、(v)ライセンスの取消しのいずれか又は全部の対象となります。

⁷ 食品法上、「食品の遺伝子組換え」とは、より優れた食品の製造を可能にする新しい生物型を得ることを目的として、ある生物型から別の又は同じ生物型に遺伝子を移入するプロセスと定義されています。

⁸ 食品法上、「食品照射」とは、食品の取扱方法であって、放射性物質又は加速器のいずれかを使用することにより、食品の腐敗及び劣化の防止、病原微生物からの保護、発芽の防止を目的とするものと定義されています。

⁹ 電離放射線源の使用許可は、衛生要件や技術・設備要件のほか、環境の持続可能性といった要件を満たした場合に付与されます。

(5) 食品の品質及び食品安全についての保証書の発行

食品法上、食品を製造又は取引する者は、食品安全及び食品品質基準を遵守する義務を負うこととされていますが、そのような食品安全及び食品品質基準の遵守に当たっては、政府又は政府が認定した認証機関が発行する食品安全及び食品品質についての保証書の交付を受けた、食品安全及び品質保証体制を実施することが要求されています。

また、食品法及び食品安全に関する政令上、食品の表示に記載された食品安全及び食品の品質に適合しない食品を取引することは禁止されています。

上記の規定に違反した者は、行政処分として、(i)罰金、(ii)事業活動、製造、流通の一時停止、(iii)製造業者による当該流通食品の回収、(iv)賠償、(v)ライセンスの取消しのいずれか又は全部の対象となります。

(6) ハラル製品保証

ハラル製品保証法上、インドネシアの領域内に流入、流通又は取引される製品(食品を含む。)¹⁰は、原則として、ハラル認証の取得が義務付けられています。このハラル認証は、インドネシア・ウラマー評議会(MUI)¹¹が発行するハラルに関するファトワ(イスラム法学者による法的見解)文書に基づき、ハラル製品の保証を実施するため政府により設立されたハラル製品保証機関(BPJPH)により付与されます。事業者は、ハラル認証を取得するために製品の製造工程や使用成分のリスト等を記載した書類を添付して BPJPH に申請する必要がある、また、ハラル認証取得後は、ハラル認証を取得した製品についてハラル表示を付したり、製品の製造・流通の過程においてハラル製品と非ハラル製品とを隔離したりするなどの義務を負います。

上記の義務を遵守しない場合、事業者は、(i)書面による警告、(b)過料、又は(c)ハラル認証の取消しによる行政処分が課されます。

4 食品事業者に関する主な規定

食品法及び食品安全に関する政令上、「食品事業者」とは、生産投入材の供給者、製造、加工、販売、取引、支援を含む一つ又は複数の食品農業関連事業の構成要素に従事する者と定義されています。

食品事業者は、食品産業の主要なステークホルダーの一人として、また食品の品質及び食品安全の確保における決定的な役割を果たす者として、インドネシア共和国政府が定める最大量を超える主食食品を貯蔵又は保管することを禁止されています。

上記に違反した食品事業者は、行政処分として、(i)制裁金、(ii)事業活動、製造流通のいずれか又は全部の一時停止、(iii)ライセンスの取消しのいずれか又は全部の対象となります。

5 食品流通に関する要件

食品法及び食品安全に関する政令上、「食品流通」とは、取引の有無にかかわらず、食品を地域社会に流通させるためのあらゆる活動又は一連の活動と定義されています。

食品の流通を行う食品事業者は、原則として、食品衛生に関する要件の遵守し、食品及び人の安全を確保する義務を負います。

食品衛生に関する要件としては、概ね以下のものが存在し、それらの要件に違反し、健康、安全性、セキュリティ、環境に関する被害者・損害を生じさせた者は、2年以下の懲役又は最大40億ルピアの罰金が科されます。

¹⁰ ハラル製品保証法上、「製品」とは、食品、飲料、医薬品、化粧品、化学製品、生物由来製品、遺伝子組換え製品、地域社会が着用、使用又は利用する目的物に関連する商品及び/又はサービスと定義されています。

¹¹ インドネシア・ウラマー評議会(MUI)とは、イスラム教聖職者、指導者、イスラム教学者からなる会議体です。

- (1) フードチェーンの食品安全を脅かすおそれのある物質の使用の回避
- (2) 食品汚染物質に関する要件の遵守
- (3) フードチェーンに応じた工程管理
- (4) 原材料のトレーサビリティシステムの導入
- (5) 栄養成分の低下又は消失の防止

なお、食品流通に関しては、食品事業者は、上記の要件を遵守することに加え、食品包装内又はその一部に、インドネシア語、アラビア数字、ラテン文字で記載された又は印刷された表示を貼り付ける必要があります。

6 食品安全のための添加物及び農薬に関する一般的規制

(1) 食品添加物

食品添加物に関する保健大臣規則上、食品添加物の使用が認められるためには、以下の要件を充足する必要があります。

- (a) 食品添加物が、直接消費されたり、又は食品原材料として取り扱われるものではないこと
- (b) 食品添加物が、その栄養価にかかわらず、直接的又は間接的に、食品の成分を生成し、又は食品の特性に影響を与えることを目的として、食品の製造、加工、処理、包装、梱包、保管又は輸送において、意図的に食品に添加されていること
- (c) 食品添加物が、汚染物質、又は栄養価を増幅若しくは増大させるために食品に添加される物質を含有しないこと

また、食品法及び食品安全に関する政令上、流通食品を製造する者は、(i)一定量を超える食品添加物を使用することや(ii)一定の物質を食品添加物として使用することが禁じられています。

食品添加物の規制は、保健大臣及び BPOM が所管しており、保健大臣は食品全般に使用が認められる食品添加物のリスト及び種類の決定について、BPOM は特定の食品における許容使用量の規定、使用及び実施の監視について、それぞれ責任を負っています。

以下は、食品添加物の最大使用量の一例です。

食品分類名	最大使用量(mg/kg)
牛乳、バターミルク(プレーン)	4000 (生乳を除く)
レニン酵素加水分解による発酵乳、乳製品(プレーン)	5000
滅菌クリーム、UHT クリーム、ホイップクリーム、ホイップドクリーム、低脂肪クリーム(プレーン)	5000
冷凍魚、魚の切り身、軟体動物、甲殻類及び棘皮動物を含む水産物	20000 (表皮のみ)

また、食品安全に関する政令及び食品添加物に関する BPOM 規則に基づき、食品添加物の機能は、大要、以下のとおり分類されます。なお、同様のリストが食品添加物に関する保健大臣規則にも記載されています。

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| a. 消泡剤 | k. ゲル化剤 | u. 安定剤 |
| b. 固化防止剤 | l. 発泡剤 | v. 保色剤 |
| c. 抗酸化剤 | m. pH調整剤 | w. 調味料 |
| d. 炭酸化剤 | n. 防腐剤 | x. 小麦粉処理剤 |
| e. 乳化剤 | o. 膨張剤 | y. 着色剤 |
| f. 充填剤 | p. 乳化剤 | z. 噴射剤 |
| g. 保湿剤 | q. 増粘剤 | aa. 隔離剤 |
| h. 光沢剤 | r. 固化剤 | |
| i. 甘味料 | s. 化学調味料 | |
| j. 加工助剤 | t. 増量剤 | |

使用が認められている食品添加物の具体例は、以下のとおりです。

食品添加物の分類	許容される食品添加物の例
消泡剤	アルギン酸カルシウム、グリセリン脂肪酸エステル
固化防止剤	オルトリン酸三カルシウム、微結晶セルロース、粉末セルロース、ミリスチン酸、パルミチン酸及びステアリン酸塩類、ステアリン酸マグネシウム、炭酸ナトリウム
抗酸化剤	アスコルビン酸、アスコルビン酸カルシウム、アスコルビン酸カリウム
炭酸化剤	二酸化炭素
乳化剤	クエン酸二水素ナトリウム、クエン酸三ナトリウム、クエン酸二水素カリウム

また、食品添加物としての使用が禁止される物質のネガティブリストに含まれる食品添加物の例は、以下のとおりです。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● ホウ酸及びその誘導体 ● サリチル酸塩類 ● ジエチルピロカーボネート(DEPC) ● ズルチン ● ホルムアルデヒド ● 臭素酸カリウム ● 塩素酸カリウム ● クロラムフェニコール ● 臭素化植物油 ● ニトロフラゾン | <ul style="list-style-type: none"> ● ズルカマラ ● コカイン ● ニトロベンゼン ● アントラニル酸シンナミル ● ジヒドロサフロール ● トンカ豆 ● ショウブ油 ● トランスオイル ● ササfras油 |
|--|--|

食品添加物に関する BPOM 規則は、同規則で規定された以外の食品添加物の使用するためには、BPOM 長官の書面による承認を得る必要があると規定しています。

上記の規定に違反した者は、行政処分として、(i)制裁金、(ii)事業活動、製造、流通の一時停止、(iii)製造業者による当該流通食品の回収、(iv)賠償、(v)ライセンスの取消しのいずれか又は全部の対象となります。

(2) 農薬

農薬については、専ら植物由来生鮮食品の輸入に対する食品安全監督に関する農業大臣規則が、植物由来の生鮮食品(果物、野菜、穀物、豆類等)に対する農薬の最大残留基準値を規定しています。

また、農業大臣及び保健大臣により、農産物における農薬の最大残留基準値に関する合同命令第 881/Menkes/SKB/VIII/1996-711/Kpts/TP.270/8/96 号(「農業・保健大臣合同命令」)が、残留農薬について以下のように規定しています。

- (a) 人間が直接的又は間接的に消費する農産物(食用作物、園芸、畜産、漁業、プランテーションを含む。)の最大残留基準値は、農業・保健大臣合同命令の別表のリストによるものとする(例として、食肉中のアバメクチンの最大残留基準値は 0.01mg/kg と規定されています。)

- (b) インドネシア国内で流通する農産物は、国産品であるか輸入品であるかを問わず、同リストに記載されている最大残留基準値を超える農薬を含有してはならない。
- (c) 最大残留基準値を超える農薬が使用された農産物は、輸入してはならない。
- (d) 残留農薬の検査は、保健大臣又は農業大臣が指定する検査機関で実施されなければならない。
- (e) 保健大臣及び農業大臣は、その任務及び職能に従い、共同の命令を監視し施行する。

農業・保健大臣共同の命令に添付されたリストには、149 種類の農薬及び各農薬ごとに汚染される可能性のある農産物の数が記載されています。

7 インドネシアの新規食品に関する一般的規制

インドネシアにおいてBPOMの承認を受けていない食品成分(いわゆる「新規食品」)を使用するためには、食品安全評価を申請する必要があります。

(1) 申請要件

食品標準化規則では、以下のとおり、申請する新規食品成分(新規食品)により、申請書の必要記載事項が異なります。

- (a) 植物又は動物由来の食品成分: 使用される植物又は動物の部位、成分の化学及び栄養含有量の詳細
- (b) 食品物質、物質の混合物、食品成分の混合物、又はその他の成分からなる食品成分: その物理化学的性質

申請人は、まずBPOMの加工食品標準化局に照会して申請に必要となる書類を確認することが推奨されます。

申請後、BPOMは、提出された申請書に不備がないかを確認し、不備があった場合には、申請者に対し補正を求めます。

(2) 申請手続

食品安全評価の申請については、申請人は、e-Food Standard プラットフォーム(e-standarpangan.pom.go.id)を通じてオンラインで申請をすることができます。

(3) 標準処理期間

申請が全ての要件を満たしている場合、BPOMは85営業日以内に当該申請書を審査します。

8 禁止行為及び制裁

(1) 食品安全に関する禁止行為

法令上、食品安全の確保のために、とりわけ以下の行為が禁止されています。

- (a) 最大基準値を超える食品添加物の使用、禁止されている物質の食品添加物としての使用
- (b) 中央政府の事業ライセンスを受けていない遺伝子組換え食品の製造
- (c) 中央政府の事業ライセンスを受けていない遺伝子組換えによる原材料、食品添加物、その他の成分の使用
- (d) 人の健康を脅かす有害物質を放出するおそれのある食品包装材の使用
- (e) 取引のために再包装される最終食品製品の開封
- (f) 汚染食品の流通
- (g) 食品表示に記載された食品の安全性及び品質に適合しない食品の取引
- (h) 流通する食品の表示又は賞味期限の消去、取消し、被覆、変更、再表示

(i) 虚偽又は誤認を与えるような情報の提供

(2) 制裁及び強制的な救済措置

上記の禁止行為を行った場合や、食品安全規制に違反した場合には、違反者は、違反の性質及び重大性に応じて、行政上又は刑事上の責任を負う可能性があります。

(a) 行政上の責任

上記の違反行為に対する行政処分の形態は、以下のとおりです。

- (i) 制裁金
- (ii) 事業活動、製造、流通の一時停止
- (iii) 製造業者による当該流通食品の回収
- (iv) 賠償
- (v) ライセンスの取消し

(b) 刑事上の責任

上記の行政処分とは別に、健康、安全、セキュリティ、環境に関する被害者・損害を生じさせた者は、例えば、以下のように刑事責任の対象となる可能性があります。

- (i) 使用される食品原材料の栄養成分の低下又は消失を防止するための食品加工手順を意図的に適用せずに、取引の対象となる特定の加工食品の製造を行った結果、健康、安全、セキュリティ、環境に関する被害者・損害を生じさせた場合、1年以下の懲役又は最大20億ルピアの罰金
- (ii) 食品の製造、貯蔵、輸送、流通における活動又は過程に従事する者が、食品衛生要件を満たさず、その結果、健康、安全、セキュリティ、環境に関する被害者・損害を生じさせた場合、2年以下の懲役又は最大40億ルピアの罰金

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 